

こ支虐第 105 号
令和 7 年 3 月 28 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{児童相談所設置市市長} \end{array} \right)$ 殿

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

一時保護ガイドラインの一部改正について

一時保護施設の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和 6 年内閣府令第 27 号）の施行等に伴い、「一時保護ガイドラインの全部改正について」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ支虐第 165 号）において具体的に示しているところである。

今般、ガイドラインの一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、改正の内容についてご了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村並びに関係機関及び関係団体等に対し周知を図られたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

- 一時保護ガイドラインの全部改正について（令和6年3月30日付けこ支庁第165号こども家庭庁支援局長通知）の一部改正【令和7年4月1日適用】
 （下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>一時保護ガイドライン</p> <p>I ガイドラインの目的 （略）</p> <p>II 一時保護の目的と性格 （略）</p> <p>III 一時保護施設の設備及び運営</p> <p>1 一時保護施設の設備及び運営の基本的考え方 （略）</p> <p>2 一時保護施設の設備 （略）</p> <p>3 一時保護施設の職員 （1）研修の機会の確保 （略） （2）職員配置 職員配置については、一時保護施設設備運営基準第18条第1項において、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならないとしており、同項ただし書きにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童 10 人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、 ・ 学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、 ・ 児童 40 人以下を入所させる一時保護施設にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、 	<p>一時保護ガイドライン</p> <p>I ガイドラインの目的 （略）</p> <p>II 一時保護の目的と性格 （略）</p> <p>III 一時保護施設の設備及び運営</p> <p>1 一時保護施設の設備及び運営の基本的考え方 （略）</p> <p>2 一時保護施設の設備 （略）</p> <p>3 一時保護施設の職員 （1）研修の機会の確保 （略） （2）職員配置 職員配置については、一時保護施設設備運営基準第18条第1項において、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、<u>栄養士</u>及び調理員を置かなければならないとしており、同項ただし書きにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童 10 人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、 ・ 学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、 ・ 児童 40 人以下を入所させる一時保護施設にあつては<u>栄養士</u>を、 ・ 調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を

改正後	現行
<p>・ 調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができることとしている。</p> <p>児童指導員及び保育士の総数（夜間を除く。）については、同条第2項において、通じて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、 ・ 満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、 ・ 満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上 <p>の配置が必要となり、児童指導員については、一時保護施設設備運営基準第21条第1項各号のいずれかに該当する者であることが求められる。</p> <p>心理療法担当職員については、一時保護施設設備運営基準第22条に定める資格を有した者を児童おおむね10人につき1人以上（一時保護施設設備運営基準第18条第3項）配置することが必要となる。</p> <p>学習指導員については、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者の配置が必要（一時保護施設設備運営基準第23条第1項）となり、その数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。（一時保護施設設備運営基準第18条第4項）</p> <p>学習指導員を一時保護施設に2人以上配置する場合には、当該一時保護施設が入所の対象とする児童の年齢に応じ、小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び中学校の教諭の免許状を有する学習指導員を各1人以上配置するよう努めなければならない。（一時保護施設設備運営基準第23条第2項）</p> <p>なお、前述のとおり学習指導を委託する施設にあっては学習指導員を置かないことができるが、学習指導の委託により学習指導員を置かないことが可能となるには、学習指導員を配置する場合と同様に一時保護施設に入所しているこどもへの適切な学習指導が行える委託内容であることが必要である。</p>	<p>置かないことができることとしている。</p> <p>児童指導員及び保育士の総数（夜間を除く。）については、同条第2項において、通じて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、 ・ 満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、 ・ 満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上 <p>の配置が必要となり、児童指導員については、一時保護施設設備運営基準第21条第1項各号のいずれかに該当する者であることが求められる。</p> <p>心理療法担当職員については、一時保護施設設備運営基準第22条に定める資格を有した者を児童おおむね10人につき1人以上（一時保護施設設備運営基準第18条第3項）配置することが必要となる。</p> <p>学習指導員については、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者の配置が必要（一時保護施設設備運営基準第23条第1項）となり、その数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。（一時保護施設設備運営基準第18条第4項）</p> <p>学習指導員を一時保護施設に2人以上配置する場合には、当該一時保護施設が入所の対象とする児童の年齢に応じ、小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び中学校の教諭の免許状を有する学習指導員を各1人以上配置するよう努めなければならない。（一時保護施設設備運営基準第23条第2項）</p> <p>なお、前述のとおり学習指導を委託する施設にあっては学習指導員を置かないことができるが、学習指導の委託により学習指導員を置かないことが可能となるには、学習指導員を配置する場合と同様に一時保護施設に入所しているこどもへの適切な学習指導が行える委託内容であることが必要である。</p> <p>また、学習指導を委託する場合には、学習指導を委託先に任せきり</p>

改正後	現行
<p>また、学習指導を委託する場合には、学習指導を委託先に任せきりにせず、一時保護施設と学習指導委託先との連携により、福祉・教育両側面から子ども一人一人の状況に応じた学習支援ができる体制とするよう留意する。</p> <p>(3) 夜間の職員配置 (略)</p> <p>(4) 管理者、指導教育担当職員 (略)</p> <p>(5) 経過措置ほか 一時保護施設設備運営基準附則第3条により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制について、職員の確保が困難であること等から一時保護設備運営基準に定める規定により難しい場合、令和8年3月31日までの間は、児童福祉施設設備運営基準第42条又は第46条の規定を準用する旨の経過措置が設けられている。</p> <p>また、一時保護施設設備運営基準附則第4条により、令和8年3月31日までの間は、児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うための知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員としておくことができる旨の経過措置が設けられている。</p> <p><u>さらに、令和6年11月29日に交付された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第107号）により、一時保護施設設備運営基準附則第3号第2項を追加し、一時保護施設の職員の確保につき、創意と工夫を行ってもなお一時保護施設設備運営基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定したときは、条例で定めるところにより、一時保護施設設備運営基準の施行の日（令和6年4月1日）から起算して5年を超えない範囲で、経過措置の期限を延長することができることとした。（公布日施行）</u></p>	<p>にせず、一時保護施設と学習指導委託先との連携により、福祉・教育両側面から子ども一人一人の状況に応じた学習支援ができる体制とするよう留意する。</p> <p>(3) 夜間の職員配置 (略)</p> <p>(4) 管理者、指導教育担当職員 (略)</p> <p>(5) 経過措置ほか 一時保護施設設備運営基準附則第3条により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制について、職員の確保が困難であること等から一時保護設備運営基準に定める規定により難しい場合、令和8年3月31日までの間は、児童福祉施設設備運営基準第42条又は第46条の規定を準用する旨の経過措置が設けられている。</p> <p>また、一時保護施設設備運営基準附則第4条により、令和8年3月31日までの間は、児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うための知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員としておくことができる旨の経過措置が設けられている。</p>

改正後	現 行
<p>なお、職員配置については、一時保護施設設備運営基準に規定する職員のほかに、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進（児童入所施設措置費等国庫負担金）や、一時保護機能強化事業における各種一時保護等対応協力員の配置（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）等を活用し、手厚い支援体制を講ずることが望ましい。</p> <p>4 入所時の手続 （略）</p> <p>5 こどもの観察 （略）</p> <p>6 保護の内容</p> <p>（1）一時保護施設における生活 （略）</p> <p>（2）生活面のケア （略）</p> <p>（3）レクリエーション （略）</p> <p>（4）食事（間食を含む。）</p> <p>食事については、一時保護施設設備運営基準第 26 条各項において規定している。一時保護施設は他の施設と異なり、こどもの入退所が多いので、食事について特に配慮する。一時保護施設に入所するこどもは、家庭で十分な食事をとれていない場合も多く、一時保護施設における食事はこどもの健全な発育や心理的な安定、生活習慣の習得等にとって非常に重要である。このため、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろんこどもの嗜好にも十分配慮したできる限り変化に富むものとし、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、団らんして食事を楽しめるなど温かい雰囲気の中で提供する。</p> <p>入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々のこどもの日々の心身の状態に即した食事</p>	<p>なお、職員配置については、一時保護施設設備運営基準に規定する職員のほかに、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進（児童入所施設措置費等国庫負担金）や、一時保護機能強化事業における各種一時保護等対応協力員の配置（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）等を活用し、手厚い支援体制を講ずることが望ましい。</p> <p>4 入所時の手続 （略）</p> <p>5 こどもの観察 （略）</p> <p>6 保護の内容</p> <p>（1）一時保護施設における生活 （略）</p> <p>（2）生活面のケア （略）</p> <p>（3）レクリエーション （略）</p> <p>（4）食事（間食を含む。）</p> <p>食事については、一時保護施設設備運営基準第 26 条各項において規定している。一時保護施設は他の施設と異なり、こどもの入退所が多いので、食事について特に配慮する。一時保護施設に入所するこどもは、家庭で十分な食事をとれていない場合も多く、一時保護施設における食事はこどもの健全な発育や心理的な安定、生活習慣の習得等にとって非常に重要である。このため、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろんこどもの嗜好にも十分配慮したできる限り変化に富むものとし、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、団らんして食事を楽しめるなど温かい雰囲気の中で提供する。</p> <p>入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々のこどもの日々の心身の状態に即した食事</p>

改正後	現行
<p>への配慮を行う。</p> <p>食物アレルギー等については、アセスメントができていないこどもが突然入所することもあるため、特に配慮を要する。</p> <p><u>栄養士又は管理栄養士</u>、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施する。</p> <p>(5) 健康状態の把握等 (略)</p> <p>(6) 衛生管理 (略)</p> <p>(7) 教育・学習支援 (略)</p> <p>(8) 特別な配慮が必要な事項 (略)</p> <p>7 安全対策 (略)</p> <p>8 無断外出への対応 (略)</p> <p>9 観察会議等 (略)</p> <p>10 他の部門との連携 (略)</p> <p>IV 委託一時保護 (略)</p> <p>V 一時保護生活におけるこどもへのケア・アセスメント</p> <p>1 一時保護時のケア・アセスメントの原則 (略)</p>	<p>への配慮を行う。</p> <p>食物アレルギー等については、アセスメントができていないこどもが突然入所することもあるため、特に配慮を要する。</p> <p><u>栄養士</u>、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施する。</p> <p>(5) 健康状態の把握等 (略)</p> <p>(6) 衛生管理 (略)</p> <p>(7) 教育・学習支援 (略)</p> <p>(8) 特別な配慮が必要な事項 (略)</p> <p>7 安全対策 (略)</p> <p>8 無断外出への対応 (略)</p> <p>9 観察会議等 (略)</p> <p>10 他の部門との連携 (略)</p> <p>IV 委託一時保護 (略)</p> <p>V 一時保護生活におけるこどもへのケア・アセスメント</p> <p>1 一時保護時のケア・アセスメントの原則 (略)</p>

改正後	現行
<p>2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア (略)</p> <p>3 一時保護中のケア</p> <p>(1) 個別ケア (略)</p> <p>(2) 家から分離された特別な環境であることへの配慮 (略)</p> <p>(3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等</p> <p><u>一時保護された</u>こどもの保護者や家族への感情は様々であり、保護者を大切に思う言葉の裏に怒りがあることや、保護者に対して怒りの言葉がある裏に思慕の思いがあるなど、<u>複雑な思いを抱えている場合がある</u>。また、<u>こどもが</u>、一時保護に至る過程で家族に起きたことを自分のせいだと思っている場合もある。このようにこどもは常に<u>保護者や家族のことを気にかけているため</u>、一時保護中は、<u>保護者や家族に対するこどもの思いに配慮する必要がある</u>。</p> <p>児童福祉司や児童心理司との面談により自分の思いを聞いてもらいたい、<u>保護者や家族の状況を教えてもらいたい</u>という気持ちを強く持っているこどもも多いことから、担当児童福祉司や児童心理司は、委託一時保護である場合等は時にオンラインツールの活用等も図りつつ、可能な限り積極的にこどもとの面談を行うことが望まれる。担当児童福祉司等は家族に対する支援や対応に関して、こどもの年齢に応じた説明を行い、その説明や面談で確認したこどもの思いを一時保護施設や委託一時保護先の里親や施設の職員も共有する。</p> <p><u>保護者・家族との面会・通信に関しては、こどもの安全・安心と最善の利益を前提に、こどもの意思や気持ちも踏まえて総合的に判断しながら、保護者や家族とのつながりを断ち切ることがないよう、親子関係の修復や再構築の観点も踏まえて対応する必要がある。面会の実施にあたっては、対面だけでなく、手紙や電話、テレビ電話等のオン</u></p>	<p>2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア (略)</p> <p>3 一時保護中のケア</p> <p>(1) 個別ケア (略)</p> <p>(2) 家から分離された特別な環境であることへの配慮 (略)</p> <p>(3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等</p> <p>こどもの保護者への感情は複雑であり、保護者を大切に思う言葉の裏に怒りがあることや、保護者に対して怒りの言葉がある裏に思慕の思いがあることがある。また、一時保護に至る過程で家族に起きたことは自分のせいだと思っている<u>こどもは少なくない</u>。このようにこどもは常に家族のことを気にかけているため、一時保護中も、<u>こどもの安全・安心と最善の利益を前提に、こどもの意思や気持ちも踏まえて総合的に判断しながら、状況に応じて家族に関する情報を提供する</u>。</p> <p>児童福祉司や児童心理司との面談により自分の思いを聞いてもらいたい、家族の状況を教えてもらいたいという気持ちを強く持っているこどもも多いことから、担当児童福祉司や児童心理司は、委託一時保護である場合等は時にオンラインツールの活用等も図りつつ、可能な限り積極的にこどもとの面談を行うことが望まれる。担当児童福祉司等は家族に対する支援や対応に関して、こどもの年齢に応じた説明を行い、その説明や面談で確認したこどもの思いを一時保護施設や委託一時保護先の里親や施設の職員も共有する。</p> <p><u>家族との面会等に関しては、こどもの安全・安心と最善の利益を前提に、こどもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要がある</u>。また、こどもの意見を十分に聴取し、面会等を拒否してもよいことを伝え、拒否することによる保護者の反応を不安に思っているこどもには安心感をもたらすケアが必要である。その際には、現状や今後の見</p>

改正後	現行
<p><u>ラインツール等を用いて段階的かつ柔軟に対応するなど、子どもや家族の状況を踏まえ、工夫した対応が求められる。</u></p> <p>また、子どもの意見を十分に聴取し、<u>もし面会等に前向きになれない場合は</u>面会等を拒否してもよいことを伝え、拒否することによる保護者の反応を不安に思っている子どもには安心感をもたらすケアが必要である。その際には、現状や今後の見通しについて子どもに説明し、子どもの不安の軽減や疑問に答えるようにする。</p> <p><u>正当な理由がありやむを得ず</u>児童相談所として面会等を制限する場合には、子どもにその<u>理由を十分に説明し理解を得るよう努めるとともに、あわせて保護者にも説明する。また、面会等の制限の必要性については、定期的に検討し見直しを行う。</u></p> <p>(4) エンパワメントにつながるケア (略)</p> <p>(5) 子どもの被害の可能性に配慮したケア (略)</p> <p>(6) ケアを通じたアセスメント (略)</p> <p>(7) 子どもからの生育歴の聴取 (略)</p> <p>4 特別な配慮が必要な子どものケア (略)</p> <p>5 特別な状況へのケア (略)</p> <p>6 一時保護解除時のケア (略)</p> <p>別添1～3 (略)</p>	<p>通しについて子どもに説明し、子どもの不安の軽減や疑問に答えるようにする。</p> <p>児童相談所として面会等を制限する場合には子どもにその説明をしっかりと行う。</p> <p>(4) エンパワメントにつながるケア (略)</p> <p>(5) 子どもの被害の可能性に配慮したケア (略)</p> <p>(6) ケアを通じたアセスメント (略)</p> <p>(7) 子どもからの生育歴の聴取 (略)</p> <p>4 特別な配慮が必要な子どものケア (略)</p> <p>5 特別な状況へのケア (略)</p> <p>6 一時保護解除時のケア (略)</p> <p>別添1～3 (略)</p>